

【筑波大学人間総合科学研究科・鹿屋体育大学体育学研究科】  
大学体育スポーツ高度化共同専攻博士学位論文審査基準

(審査体制)

博士学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と3名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、学生の本籍大学における研究指導担当教員とする。
- ② 主査は博士の学位を有する者とする。副査の博士の学位の有無については、学生の本籍大学の基準で行う。また、副査の1名は学生の本籍大学以外の構成大学所属教員とする。
- ③ 審査委員のうち少なくとも1名は、当該専攻以外から選出される者とする。なお、本専攻の構成大学の他研究科の教員、本専攻の構成大学以外の大学の大学院教員又はそれと同等以上の研究業績を有すると共同専攻運営委員会が認めた者とする事ができる。

(評価項目)

- ①研究テーマ及び研究内容の独創性
  - ア 研究テーマ、問題設定、研究方法、考察・結論等に独創性が認められる。
  - イ 研究成果は、現場への有用性や学界への貢献等、学術的・社会的意義が明確である。
- ②研究デザイン
  - ア 研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それを受けて論述が適切に展開されている。
  - イ 論理に一貫性があり、結論が明確に導き出されている。
- ③研究方法
  - ア 研究テーマ・目的及び問題設定に対して適切な研究方法が選択されている。
  - イ 研究方法を深く理解し、資料・データの適切な収集・取扱いや分析法を習得している。
  - ウ 結果の解釈、考察は妥当である。
  - エ 倫理的配慮がなされている。
- ④当該研究領域に対する理解
  - 先行研究や当該分野の研究動向、関連研究について、幅広くかつ的確に理解している。
- ⑤論文の構成・体裁
  - 緒言、方法、結果、考察、結論等の構成と内容、引用の方法及び注・文献の示し方等が適切であり、学術論文としての体裁が整っている。

(評価基準)

当該課程に3年以上在学して所定の授業科目を修得し必要な研究指導を受けた者で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験によって以下の2つの基準を満たすことが確認され合格と判定されること。

- ①学位論文において、大学体育スポーツ分野における新たな学術的知見が十分含まれる。
- ②大学体育スポーツ分野で自立した研究者として研究活動を行うに必要な高い研究能力を有する。